

2026年3月2日

各位

北海道旭川市4条通8丁目  
旭川信用金庫

定期性預金中途解約利率変更に伴う預金規定改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、2026年6月1日より一部定期預金および定期積金の中途解約利率を変更するのに伴い、各種預金規定を改定いたします。改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、改定する規定および改定の内容をお知らせいたします。

記

1. 改定する規定は下記のとおりです。

- (1) 期日指定定期預金規定
- (2) 自動継続期日指定定期預金規定
- (3) 自由金利型定期預金（M型）規定
- (4) 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定
- (5) 変動金利定期預金規定
- (6) 自動継続変動金利定期預金規定
- (7) 定期積金規定
- (8) 財産形成期日指定定期預金規定
- (9) 財産形成住宅預金規定
- (10) 財産形成年金預金規定

2. 主な改定の内容は下記のとおりです。

- (1) 期日指定定期預金を預入日（または書替継続日）から6か月未満で解約する場合の利息を下記のとおり変更いたします。

期日指定定期預金規定（これ以外の規定も同様に改定します）

変更後	変更前
<p>2. (利息)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。(削除))によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満                    <b>2年以上利率×10%</b></p> <p>② 6か月以上1年未満            2年以上利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6か月未満       2年以上利率×50%</p>	<p>2. (利息)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。)によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満                    <u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>② 6か月以上1年未満            2年以上利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6か月未満       2年以上利率×50%</p>

変更後	変更前
④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%	④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%	⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%	⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

改定する規定は下記のとおりです。

期日指定定期預金規定	自動継続期日指定定期預金規定
財産形成期日指定定期預金規定	財産形成住宅預金規定

(2) 自由金利型定期預金 (M型) を預入日 (または書替継続日) から6か月未満で解約する場合の利息を下記のとおり変更いたします。

自由金利型 (M型) 定期預金規定 (これ以外の規定も同様に改定します)

変更後	変更前
<p>1. (利息)</p> <p>(1)~(2) (省略)</p> <p>(3) この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。(削除))によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合</p> <p>ア. 6ヶ月未満 <b>約定利率×10%</b></p> <p>イ. 6か月以上1年未満 約定利率×20%</p> <p>ウ. 1年以上3年未満 約定利率×30%</p> <p>② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合</p> <p>ア. 6か月未満 <b>約定利率×10%</b></p> <p>イ. 6か月以上1年未満 約定利率×15%</p> <p>ウ. 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%</p> <p>エ. 1年6か月以上2年未満 約定利率×25%</p> <p>オ. 2年以上2年6か月未満 約定利率×30%</p> <p>カ. 2年6か月以上4年未満 約定利率×35%</p> <p>③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合</p> <p>ア. 6か月未満 <b>約定利率×10%</b></p> <p>イ. 6か月以上1年未満 約定利率×15%</p> <p>ウ. 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%</p> <p>エ. 1年6か月以上2年未満 約定利率×25%</p> <p>オ. 2年以上2年6か月未満 約定利率×30%</p> <p>カ. 2年6か月以上3年未満 約定利率×30%</p> <p>キ. 3年以上5年未満 約定利率×35%</p> <p>④ 預入日の5年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>ア. 6か月未満 <b>約定利率×10%</b></p> <p>イ. 6か月以上1年未満 約定利率×10%</p> <p>ウ. 1年以上1年6か月未満 約定利率×15%</p>	<p>1. (利息)</p> <p>(1)~(2) (省略)</p> <p>(3) この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合</p> <p>ア. 6ヶ月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>イ. 6か月以上1年未満 約定利率×20%</p> <p>ウ. 1年以上3年未満 約定利率×30%</p> <p>② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合</p> <p>ア. 6か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>イ. 6か月以上1年未満 約定利率×15%</p> <p>ウ. 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%</p> <p>エ. 1年6か月以上2年未満 約定利率×25%</p> <p>オ. 2年以上2年6か月未満 約定利率×30%</p> <p>カ. 2年6か月以上4年未満 約定利率×35%</p> <p>③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合</p> <p>ア. 6か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>イ. 6か月以上1年未満 約定利率×15%</p> <p>ウ. 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%</p> <p>エ. 1年6か月以上2年未満 約定利率×25%</p> <p>オ. 2年以上2年6か月未満 約定利率×30%</p> <p>カ. 2年6か月以上3年未満 約定利率×30%</p> <p>キ. 3年以上5年未満 約定利率×35%</p> <p>④ 預入日の5年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>ア. 6か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>イ. 6か月以上1年未満 約定利率×10%</p> <p>ウ. 1年以上1年6か月未満 約定利率×15%</p>

変更後		変更前	
エ. 1年6か月以上2年未満	約定利率×20%	エ. 1年6か月以上2年未満	約定利率×20%
オ. 2年以上2年6か月未満	約定利率×25%	オ. 2年以上2年6か月未満	約定利率×25%
カ. 2年6か月以上3年未満	約定利率×25%	カ. 2年6か月以上3年未満	約定利率×25%
キ. 3年以上4年未満	約定利率×30%	キ. 3年以上4年未満	約定利率×30%
ク. 4年以上5年未満	約定利率×35%	ク. 4年以上5年未満	約定利率×35%

改定する規定は下記のとおりです。

自由金利型定期預金（M型）規定	自動継続自由金利型定期預金（M型）規定
-----------------	---------------------

(3) 変動金利定期預金を預入日（または書替継続日）から6か月未満で解約する場合の利息を下記のとおり変更いたします。

変動金利定期預金規定（これ以外の規定も同様に改定します）

変更後	変更前
<p>II 単利型規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および<b>約定利率の10%(小数点第4位以下は切り捨てます。)</b>によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。(削除))によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。(削除))によって計算した金額の合計額を、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>ア. 預入日の1年後の応当日または預入日の2年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>(ア) 6か月以上1年未満 約定利率×50%</p> <p>(イ) 1年以上3年未満 約定利率×70%</p> <p>イ. 預入日の3年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>(ア) 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>(イ) 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>(ウ) 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>(エ) 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>(オ) 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</p> <p>(4) (省略)</p> <p>III 複利型規定</p> <p>1. (利息)</p>	<p>II 単利型規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。)によって計算した金額の合計額を、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>ア. 預入日の1年後の応当日または預入日の2年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>(ア) 6か月以上1年未満 約定利率×50%</p> <p>(イ) 1年以上3年未満 約定利率×70%</p> <p>イ. 預入日の3年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>(ア) 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>(イ) 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>(ウ) 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>(エ) 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>(オ) 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</p> <p>(4) (省略)</p> <p>III 複利型規定</p> <p>1. (利息)</p>

変更後	変更前																								
<p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3)この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。(削除))によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 6か月未満</td> <td style="text-align: right;">約定利率×10%</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td style="text-align: right;">約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td> <td style="text-align: right;">約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td> <td style="text-align: right;">約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td> <td style="text-align: right;">約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td> <td style="text-align: right;">約定利率×90%</td> </tr> </table>	① 6か月未満	約定利率×10%	② 6か月以上1年未満	約定利率×40%	③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%	④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%	⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%	<p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3)この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 6か月未満</td> <td style="text-align: right;">解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td style="text-align: right;">約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td> <td style="text-align: right;">約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td> <td style="text-align: right;">約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td> <td style="text-align: right;">約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td> <td style="text-align: right;">約定利率×90%</td> </tr> </table>	① 6か月未満	解約日における普通預金利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×40%	③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%	④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%	⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%
① 6か月未満	約定利率×10%																								
② 6か月以上1年未満	約定利率×40%																								
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%																								
④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%																								
⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%																								
⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%																								
① 6か月未満	解約日における普通預金利率																								
② 6か月以上1年未満	約定利率×40%																								
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%																								
④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%																								
⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%																								
⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%																								

改定する規定は下記のとおりです。

変動金利定期預金規定	自動継続変動金利定期預金規定
------------	----------------

(4) 定期積金を満期日前に解約する場合の利息を下記のとおり変更いたします。  
定期積金規定

変更後	変更前
<p>5. (給付補填金等の計算)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2)約定どおり払い込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。</p> <p>① この積金の契約期間中に証書または通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日(解約日が満期日の翌日以降の場合は解約日の前日)までの期間について、<u>次の③の利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)</u>によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>② この積金を第10条第1項により満期日前に解約するとき、または第10条第4項もしくは第5項の規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、<u>次の③の利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)</u>によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>③ <u>前各号の期間に応じた計算は、初回払込日からの次の期間に応じた利率によります。</u></p> <p><b>ア. 契約期間が6か月以上3年未満のもの</b></p> <p>A. 6か月未満 年利率(利回り)×10%</p> <p>B. 6か月以上1年未満 年利率(利回り)×20%</p> <p>C. 1年以上3年未満 年利率(利回り)×30%</p> <p><b>イ. 契約期間が3年以上4年未満のもの</b></p> <p>A. 6か月未満 年利率(利回り)×10%</p> <p>B. 6か月以上1年未満 年利率(利回り)×15%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満 年利率(利回り)×20%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満 年利率(利回り)×25%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満 年利率(利回り)×30%</p> <p>F. 2年6か月以上4年未満 年利率(利回り)×35%</p> <p><b>ウ. 契約期間が4年以上5年未満のもの</b></p> <p>A. 6か月未満 年利率(利回り)×10%</p>	<p>5. (給付補填金等の計算)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2)約定どおり払い込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。</p> <p>① この積金の契約期間中に証書または通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日(解約日が満期日の翌日以降の場合は解約日の前日)までの期間について、<u>解約日における普通預金利率</u>によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>② この積金を第10条第1項により満期日前に解約するとき、または第10条第4項もしくは第5項の規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、<u>解約日における普通預金利率</u>によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>(追加)</p>

変更後	変更前
<b>B. 6か月以上1年未満</b> 年利率(利回り)×15% <b>C. 1年以上1年6か月未満</b> 年利率(利回り)×20% <b>D. 1年6か月以上2年未満</b> 年利率(利回り)×25% <b>E. 2年以上3年未満</b> 年利率(利回り)×30% <b>F. 3年以上4年未満</b> 年利率(利回り)×35% <b>Ⅰ. 契約期間が5年のもの</b> <b>A. 1年未満</b> 年利率(利回り)×10% <b>B. 1年以上1年6か月未満</b> 年利率(利回り)×15% <b>C. 1年6か月以上2年未満</b> 年利率(利回り)×20% <b>D. 2年以上3年未満</b> 年利率(利回り)×25% <b>E. 3年以上4年未満</b> 年利率(利回り)×30% <b>F. 4年以上5年未満</b> 年利率(利回り)×35%	

改定する規定は下記のとおりです。

定期積金規定	
--------	--

- (5) 財産形成年金預金を預入日（または書替継続日）から6か月未満で解約する場合の利息を下記のとおり変更いたします。

財産形成年金預金規定

変更後	変更前
<p>4. (利息)</p> <p>(1)この預金の利息は、次のとおり計算します。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 預入金額ごとの預金が<u>自由金利型定期預金(M型)</u>の場合  預入金額ごとの約定日数について、預入日における当金庫所定の利率によって計算します。</p> <p>③ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3)この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合、または第7条第4項もしくは第5項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合  預入金額ごとに預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>ア. 6か月未満 <b>2年以上利率×10%</b>  イ. 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%  ウ. 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%  エ. 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%  オ. 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%  カ. 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%</p> <p>② 預入金額ごとの預金が<u>自由金利型定期預金(M型)</u>の場合  預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算します。</p> <p>ア. 6か月未満 <b>上記(1)②の適用利率×10%</b>  イ. 6か月以上1年未満 <b>上記(1)②の適用利率×50%</b></p>	<p>4. (利息)</p> <p>(1)この預金の利息は、次のとおり計算します。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 預入金額ごとの預金が<u>定期預金</u>の場合  預入金額ごとの約定日数について、預入日における当金庫所定の利率によって計算します。</p> <p>③ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3)この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合、または第7条第4項もしくは第5項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合  預入金額ごとに預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>ア. 6か月未満 <b>解約日における普通預金の利率</b>  イ. 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%  ウ. 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%  エ. 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%  オ. 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%  カ. 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%</p> <p>② 預入金額ごとの預金が<u>定期預金</u>の場合  預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算します。</p> <p>ア. 6か月未満 <b>解約日における普通預金の利率</b>  イ. 6か月以上1年未満 <b>上記(1)②の適用利率×50%</b></p>

改定する規定は下記のとおりです。

財産形成年金預金規定	
------------	--

3. 改定する規定の新旧対照表は次ページ以降をご覧ください。

変更後	変更前																								
<p><b>期日指定定期預金規定</b></p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3)この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。<u>削除</u>)によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 6か月未満</td> <td style="text-align: right;"><b>2年以上利率×10%</b></td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×90%</td> </tr> </table> <p>(4) (省略)</p> <p>3.～4. (省略)</p>	① 6か月未満	<b>2年以上利率×10%</b>	② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%	③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%	④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%	⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%	⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%	<p><b>期日指定定期預金規定</b></p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3)この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。<u>また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。</u>)によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 6か月未満</td> <td style="text-align: right;">解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×90%</td> </tr> </table> <p>(4) (省略)</p> <p>3.～4. (省略)</p>	① 6か月未満	解約日における普通預金の利率	② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%	③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%	④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%	⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%	⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%
① 6か月未満	<b>2年以上利率×10%</b>																								
② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%																								
③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%																								
④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%																								
⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%																								
⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%																								
① 6か月未満	解約日における普通預金の利率																								
② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%																								
③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%																								
④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%																								
⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%																								
⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%																								
<p><b>自動継続期日指定定期預金規定</b></p> <p>1.～2. (省略)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5)この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。<u>削除</u>)によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 6か月未満</td> <td style="text-align: right;"><b>2年以上利率×10%</b></td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×90%</td> </tr> </table> <p>(6) (省略)</p> <p>4.～5. (省略)</p>	① 6か月未満	<b>2年以上利率×10%</b>	② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%	③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%	④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%	⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%	⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%	<p><b>自動継続期日指定定期預金規定</b></p> <p>1.～2. (省略)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5)この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。<u>また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。</u>)によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 6か月未満</td> <td style="text-align: right;">解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×90%</td> </tr> </table> <p>(6) (省略)</p> <p>4.～5. (省略)</p>	① 6か月未満	解約日における普通預金の利率	② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%	③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%	④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%	⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%	⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%
① 6か月未満	<b>2年以上利率×10%</b>																								
② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%																								
③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%																								
④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%																								
⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%																								
⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%																								
① 6か月未満	解約日における普通預金の利率																								
② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%																								
③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%																								
④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%																								
⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%																								
⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%																								
<p><b>自由金利型定期預金(M型)規定</b></p> <p>I (省略)</p> <p>II 単利型規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3)この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。<u>削除</u>)に</p>	<p><b>自由金利型定期預金(M型)規定</b></p> <p>I (省略)</p> <p>II 単利型規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3)この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。<u>また、解約</u></p>																								

変更後	変更前
<p>よって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合</p> <p>ア. 6ヶ月未満 <b>約定利率×10%</b>  イ. 6か月以上1年未満 <b>約定利率×20%</b>  ウ. 1年以上3年未満 <b>約定利率×30%</b></p> <p>② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合</p> <p>ア. 6か月未満 <b>約定利率×10%</b>  イ. 6か月以上1年未満 <b>約定利率×15%</b>  ウ. 1年以上1年6か月未満 <b>約定利率×20%</b>  エ. 1年6か月以上2年未満 <b>約定利率×25%</b>  オ. 2年以上2年6か月未満 <b>約定利率×30%</b>  カ. 2年6か月以上4年未満 <b>約定利率×35%</b></p> <p>③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合</p> <p>ア. 6か月未満 <b>約定利率×10%</b>  イ. 6か月以上1年未満 <b>約定利率×15%</b>  ウ. 1年以上1年6か月未満 <b>約定利率×20%</b>  エ. 1年6か月以上2年未満 <b>約定利率×25%</b>  オ. 2年以上2年6か月未満 <b>約定利率×30%</b>  カ. 2年6か月以上3年未満 <b>約定利率×30%</b>  キ. 3年以上5年未満 <b>約定利率×35%</b></p> <p>④ 預入日の5年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>ア. 6か月未満 <b>約定利率×10%</b>  イ. 6か月以上1年未満 <b>約定利率×10%</b>  ウ. 1年以上1年6か月未満 <b>約定利率×15%</b>  エ. 1年6か月以上2年未満 <b>約定利率×20%</b>  オ. 2年以上2年6か月未満 <b>約定利率×25%</b>  カ. 2年6か月以上3年未満 <b>約定利率×25%</b>  キ. 3年以上4年未満 <b>約定利率×30%</b>  ク. 4年以上5年未満 <b>約定利率×35%</b></p> <p>(4)(省略)  2.(省略)  Ⅲ 複利型規定  1.(利息)  (1)～(2)(省略)  (3)この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。(削除))によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合</p>	<p>日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合</p> <p>ア. 6ヶ月未満 <b>解約日における普通預金の利率</b>  イ. 6か月以上1年未満 <b>約定利率×20%</b>  ウ. 1年以上3年未満 <b>約定利率×30%</b></p> <p>② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合</p> <p>ア. 6か月未満 <b>解約日における普通預金の利率</b>  イ. 6か月以上1年未満 <b>約定利率×15%</b>  ウ. 1年以上1年6か月未満 <b>約定利率×20%</b>  エ. 1年6か月以上2年未満 <b>約定利率×25%</b>  オ. 2年以上2年6か月未満 <b>約定利率×30%</b>  カ. 2年6か月以上4年未満 <b>約定利率×35%</b></p> <p>③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合</p> <p>ア. 6か月未満 <b>解約日における普通預金の利率</b>  イ. 6か月以上1年未満 <b>約定利率×15%</b>  ウ. 1年以上1年6か月未満 <b>約定利率×20%</b>  エ. 1年6か月以上2年未満 <b>約定利率×25%</b>  オ. 2年以上2年6か月未満 <b>約定利率×30%</b>  カ. 2年6か月以上3年未満 <b>約定利率×30%</b>  キ. 3年以上5年未満 <b>約定利率×35%</b></p> <p>④ 預入日の5年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>ア. 6か月未満 <b>解約日における普通預金の利率</b>  イ. 6か月以上1年未満 <b>約定利率×10%</b>  ウ. 1年以上1年6か月未満 <b>約定利率×15%</b>  エ. 1年6か月以上2年未満 <b>約定利率×20%</b>  オ. 2年以上2年6か月未満 <b>約定利率×25%</b>  カ. 2年6か月以上3年未満 <b>約定利率×25%</b>  キ. 3年以上4年未満 <b>約定利率×30%</b>  ク. 4年以上5年未満 <b>約定利率×35%</b></p> <p>(4)(省略)  2.(省略)  Ⅲ 複利型規定  1.(利息)  (1)～(2)(省略)  (3)この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合</p>

変更後	変更前
<p>上記Ⅱ 1. (3)②と同じ</p> <p>② 預入日の 4 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合 上記Ⅱ 1. (3)③と同じ</p> <p>③ 預入日の 5 年後の応当日を満期日とした場合 上記Ⅱ 1. (3)④と同じ</p> <p>(4)(省略)</p>	<p>上記Ⅱ 1. (3)②と同じ</p> <p>② 預入日の 4 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合 上記Ⅱ 1. (3)③と同じ</p> <p>③ 預入日の 5 年後の応当日を満期日とした場合 上記Ⅱ 1. (3)④と同じ</p> <p>(4)(省略)</p>
<p><b>自動継続自由金利型定期預金(M型)規定</b></p> <p>I (省略)</p> <p>II 単利型規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1)～(3)(省略)</p> <p>(4)この預金を定期預金共通規定第 6 条第 1 項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第 6 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日(継続したときは最後の継続日。以下同じ。)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第 4 位以下は切り捨てます。(削除))によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日が多数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の 1 か月後の応当日から預入日の 3 年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合</p> <p>ア. 6 か月未満 <b>約定利率×10%</b> イ. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×20% ウ. 1 年以上 3 年未満 約定利率×30%</p> <p>② 預入日の 3 年後の応当日から預入日の 4 年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合</p> <p>ア. 6 か月未満 <b>約定利率×10%</b> イ. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×15% ウ. 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×20% エ. 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×25% オ. 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×30% カ. 2 年 6 か月以上 4 年未満 約定利率×35%</p> <p>③ 預入日の 4 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合</p> <p>ア. 6 か月未満 <b>約定利率×10%</b> イ. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×15% ウ. 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×20% エ. 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×25% オ. 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×30% カ. 2 年 6 か月以上 3 年未満 約定利率×30% キ. 3 年以上 5 年未満 約定利率×35%</p> <p>④ 預入日の 5 年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>ア. 6 か月未満 <b>約定利率×10%</b> イ. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×10% ウ. 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×15% エ. 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×20% オ. 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×25%</p>	<p><b>自動継続自由金利型定期預金(M型)規定</b></p> <p>I (省略)</p> <p>II 単利型規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1)～(3)(省略)</p> <p>(4)この預金を定期預金共通規定第 6 条第 1 項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第 6 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日(継続したときは最後の継続日。以下同じ。)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第 4 位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日が多数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の 1 か月後の応当日から預入日の 3 年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合</p> <p>ア. 6 か月未満 <b>解約日における普通預金の利率</b> イ. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×20% ウ. 1 年以上 3 年未満 約定利率×30%</p> <p>② 預入日の 3 年後の応当日から預入日の 4 年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合</p> <p>ア. 6 か月未満 <b>解約日における普通預金の利率</b> イ. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×15% ウ. 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×20% エ. 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×25% オ. 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×30% カ. 2 年 6 か月以上 4 年未満 約定利率×35%</p> <p>③ 預入日の 4 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合</p> <p>ア. 6 か月未満 <b>解約日における普通預金の利率</b> イ. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×15% ウ. 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×20% エ. 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×25% オ. 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×30% カ. 2 年 6 か月以上 3 年未満 約定利率×30% キ. 3 年以上 5 年未満 約定利率×35%</p> <p>④ 預入日の 5 年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>ア. 6 か月未満 <b>解約日における普通預金の利率</b> イ. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×10% ウ. 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×15% エ. 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×20% オ. 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×25%</p>

変更後	変更前
<p>カ. 2年6か月以上3年未満 約定利率×25%  キ. 3年以上4年未満 約定利率×30%  ク. 4年以上5年未満 約定利率×35%</p> <p>(5)(省略)</p> <p>Ⅲ 複利型規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3)この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。<u>削除</u>)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合  上記Ⅱ1.(4)②と同じ</p> <p>② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合  上記Ⅱ1.(4)③と同じ</p> <p>③ 預入日の5年後の応当日を満期日とした場合  上記Ⅱ1.(4)④と同じ</p> <p>(4)(省略)</p>	<p>カ. 2年6か月以上3年未満 約定利率×25%  キ. 3年以上4年未満 約定利率×30%  ク. 4年以上5年未満 約定利率×35%</p> <p>(5)(省略)</p> <p>Ⅲ 複利型規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3)この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。<u>また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。</u>)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合  上記Ⅱ1.(4)②と同じ</p> <p>② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合  上記Ⅱ1.(4)③と同じ</p> <p>③ 預入日の5年後の応当日を満期日とした場合  上記Ⅱ1.(4)④と同じ</p> <p>(4)(省略)</p>
<p><b>変動金立定期預金規定</b></p> <p>Ⅰ (省略)</p> <p>Ⅱ 単利型規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3)この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息(以下「<u>期限前解約利息</u>」という。)は、次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および<u>約定利率の10%(小数点第4位以下は切り捨てます。)</u>によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。<u>削除</u>)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。<u>削除</u>)によって計算した金額の合計額を、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p>	<p><b>変動金立定期預金規定</b></p> <p>Ⅰ (省略)</p> <p>Ⅱ 単利型規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3)この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息(以下「<u>期限前解約利息</u>」という。)は、次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および<u>解約日における普通預金の利率</u>によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。<u>また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。</u>)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。<u>また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。</u>)によって計算した金額の合計額を、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p>

変更後	変更前
<p>ア. 預入日の1年後の応当日または預入日の2年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>(ア)6か月以上1年未満 約定利率×50%</p> <p>(イ)1年以上3年未満 約定利率×70%</p> <p>イ. 預入日の3年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>(ア)6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>(イ)1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>(ウ)1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>(エ)2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>(オ)2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</p> <p>(4)(省略)</p> <p>Ⅲ 複利型規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3)この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。(削除))によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満 約定利率×10%</p> <p>② 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</p> <p>(4)(省略)</p> <p><b>自動継続変動金利定期預金規定</b></p> <p>I (省略)</p> <p>II 単利型規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3)この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日(継続したときは最後の継続日。以下同じ。)の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および<b>約定利率の10%(小数点第4位以下は切り捨てます。)</b>によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日まで経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。(削除))によって計算した金額ならびに解約日まで経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。(削除))によって計算した金額の合計額を、この預金とともに支払います。</p>	<p>ア. 預入日の1年後の応当日または預入日の2年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>(ア)6か月以上1年未満 約定利率×50%</p> <p>(イ)1年以上3年未満 約定利率×70%</p> <p>イ. 預入日の3年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>(ア)6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>(イ)1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>(ウ)1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>(エ)2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>(オ)2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</p> <p>(4)(省略)</p> <p>Ⅲ 複利型規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3)この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満 解約日における普通預金利率</p> <p>② 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</p> <p>(4)(省略)</p> <p><b>自動継続変動金利定期預金規定</b></p> <p>I (省略)</p> <p>II 単利型規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3)この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日(継続したときは最後の継続日。以下同じ。)の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および<b>解約日における普通預金の利率</b>によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日まで経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。)によって計算した金額ならびに解約日まで経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、</p>

変更後	変更前
<p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>ア. 預入日の1年後の応当日または預入日の2年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>(ア)6か月以上1年未満 約定利率×50%</p> <p>(イ)1年以上3年未満 約定利率×70%</p> <p>イ. 預入日の3年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>(ア)6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>(イ)1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>(ウ)1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>(エ)2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>(オ)2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</p> <p>(4)(省略)</p> <p>Ⅲ 複利型規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3)この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日。以下同じ。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。<u>(削除)</u>)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満 約定利率×10%</p> <p>② 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</p> <p>(4)(省略)</p>	<p>その普通預金の利率とします。)によって計算した金額の合計額を、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>ア. 預入日の1年後の応当日または預入日の2年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>(ア)6か月以上1年未満 約定利率×50%</p> <p>(イ)1年以上3年未満 約定利率×70%</p> <p>イ. 預入日の3年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>(ア)6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>(イ)1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>(ウ)1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>(エ)2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>(オ)2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</p> <p>(4)(省略)</p> <p>Ⅲ 複利型規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3)この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日。以下同じ。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満 解約日における普通預金利率</p> <p>② 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</p> <p>(4)(省略)</p>
<p><b>定期積金規定</b></p> <p>1. ～4. (省略)</p> <p>5. (給付補填金等の計算)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2)約定どおり払い込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。</p> <p>① この積金の契約期間中に証書または通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日(解約日が満期日の翌日以降の場合は解約日の前日)までの期間について、<u>次の③の利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)</u>によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>② この積金を第10条第1項により満期日前に解約するとき、または第10条第4項もしくは第5項の規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、<u>次の③の利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)</u>によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p>	<p><b>定期積金規定</b></p> <p>1. ～4. (省略)</p> <p>5. (給付補填金等の計算)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2)約定どおり払い込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。</p> <p>① この積金の契約期間中に証書または通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日(解約日が満期日の翌日以降の場合は解約日の前日)までの期間について、<u>解約日における普通預金利率</u>によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>② この積金を第10条第1項により満期日前に解約するとき、または第10条第4項もしくは第5項の規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、<u>解約日における普通預金利率</u>によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p>

変更後	変更前
<p>③ 前各号の期間に応じた計算は、初回払込日からの次の期間に応じた利率によります。</p> <p><u>ア. 契約期間が6か月以上3年未満のもの</u></p> <p>A. 6か月未満 年利率(利回り)×10%</p> <p>B. 6か月以上1年未満 年利率(利回り)×20%</p> <p>C. 1年以上3年未満 年利率(利回り)×30%</p> <p><u>イ. 契約期間が3年以上4年未満のもの</u></p> <p>A. 6か月未満 年利率(利回り)×10%</p> <p>B. 6か月以上1年未満 年利率(利回り)×15%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満 年利率(利回り)×20%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満 年利率(利回り)×25%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満 年利率(利回り)×30%</p> <p>F. 2年6か月以上4年未満 年利率(利回り)×35%</p> <p><u>ウ. 契約期間が4年以上5年未満のもの</u></p> <p>A. 6か月未満 年利率(利回り)×10%</p> <p>B. 6か月以上1年未満 年利率(利回り)×15%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満 年利率(利回り)×20%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満 年利率(利回り)×25%</p> <p>E. 2年以上3年未満 年利率(利回り)×30%</p> <p>F. 3年以上4年未満 年利率(利回り)×35%</p> <p><u>エ. 契約期間が5年のもの</u></p> <p>A. 1年未満 年利率(利回り)×10%</p> <p>B. 1年以上1年6か月未満 年利率(利回り)×15%</p> <p>C. 1年6か月以上2年未満 年利率(利回り)×20%</p> <p>D. 2年以上3年未満 年利率(利回り)×25%</p> <p>E. 3年以上4年未満 年利率(利回り)×30%</p> <p>F. 4年以上5年未満 年利率(利回り)×35%</p> <p>④ (省略)</p> <p>6.～19. (省略)</p>	<p>(追加)</p> <p>③ (省略)</p> <p>6.～19. (省略)</p>
<p><b>財産形成期日指定定期預金規定</b></p> <p>1.～4. (省略)</p> <p>5. (利息)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4)この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合、または第8条第4項もしくは第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満 <b>2年以上利率×10%</b></p> <p>② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%</p> <p>(5) (省略)</p> <p>6.～15. (省略)</p> <p>なお、第14条にいう預金者の重大な過失(以下略)</p>	<p><b>財産形成期日指定定期預金規定</b></p> <p>1.～4. (省略)</p> <p>5. (利息)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4)この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合、または第8条第4項もしくは第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%</p> <p>(5) (省略)</p> <p>6.～15. (省略)</p> <p>なお、第14条にいう預金者の重大な過失(以下略)</p>
<p><b>財産形成住宅預金規定</b></p> <p>1.～3. (省略)</p> <p>4. (利息)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p>	<p><b>財産形成住宅預金規定</b></p> <p>1.～3. (省略)</p> <p>4. (利息)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p>

変更後	変更前																								
<p>(4)この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合、または第7条第3項または第4項もしくは第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 6か月未満</td> <td style="width: 50%; text-align: right;"><b>2年以上利率×10%</b></td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×90%</td> </tr> </table> <p>(5)(省略) 5.～19.(省略) なお、第18条にいう預金者の重大な過失(以下略)</p>	① 6か月未満	<b>2年以上利率×10%</b>	② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%	③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%	④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%	⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%	⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%	<p>(4)この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合、または第7条第3項または第4項もしくは第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 6か月未満</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td> <td style="text-align: right;">2年以上利率×90%</td> </tr> </table> <p>(5)(省略) 5.～19.(省略) なお、第18条にいう預金者の重大な過失(以下略)</p>	① 6か月未満	解約日における普通預金の利率	② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%	③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%	④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%	⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%	⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%
① 6か月未満	<b>2年以上利率×10%</b>																								
② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%																								
③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%																								
④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%																								
⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%																								
⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%																								
① 6か月未満	解約日における普通預金の利率																								
② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%																								
③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%																								
④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%																								
⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%																								
⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%																								
<p><b>財産形成年金預金規定</b> 1.～3.(省略) 4.(利息) (1)この預金の利息は、次のとおり計算します。 ①(省略) ② 預入金額ごとの預金が<u>自由金利型定期預金(M型)</u>の場合 預入金額ごとの約定日数について、預入日における当金庫所定の利率によって計算します。 ③(省略) (2)(省略) (3)この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合、または第7条第4項もしくは第5項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 預入金額ごとに預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。 ア. 6か月未満 <b>2年以上利率×10%</b> イ. 6か月以上1年未満 2年以上利率×40% ウ. 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50% エ. 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60% オ. 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70% カ. 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90% ② 預入金額ごとの預金が<u>自由金利型定期預金(M型)</u>の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算します。 ア. 6か月未満 <b>上記(1)②の適用利率×10%</b> イ. 6か月以上1年未満 上記(1)②の適用利率×50% (4)(省略) 5.～20.(省略) なお、第19条にいう預金者の重大な過失(以下略)</p>	<p><b>財産形成年金預金規定</b> 1.～3.(省略) 4.(利息) (1)この預金の利息は、次のとおり計算します。 ①(省略) ② 預入金額ごとの預金が<u>定期預金</u>の場合 預入金額ごとの約定日数について、預入日における当金庫所定の利率によって計算します。 ③(省略) (2)(省略) (3)この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合、または第7条第4項もしくは第5項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 預入金額ごとに預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。 ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 2年以上利率×40% ウ. 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50% エ. 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60% オ. 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70% カ. 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90% ② 預入金額ごとの預金が<u>定期預金</u>の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算します。 ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 上記(1)②の適用利率×50% (4)(省略) 5.～20.(省略) なお、第19条にいう預金者の重大な過失(以下略)</p>																								